

## 本号で公布された条例のあらまし

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例（埼玉県条例第二十六号）（政策調査課）

### 一 趣旨

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とするもの

### 二 内容

議会に係る以下の手続等を、その根拠となる条例等の規定に係わらず情報通信技術を利用して行うことを可能とする。

- (一) 議会等に対して行われる申請等
- (二) 議会等が行う処分通知等
- (三) 議会等が供する縦覧等
- (四) 議会等が行う書面等の作成等

### 三 施行期日

令和六年四月一日